



（定義）  
第二条（略）

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券を表示する当該権利が行使されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について有価証券が発行された場合において、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第二百二条）第二十一条に規定する電子記録債権をいう。）として政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一四（略）

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができない権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に關する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利  
ロ 出資者がその出資又は拠出した額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第五十号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、消費生活協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）

第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百二条）第二十一条第一号に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百二条）第二十一条第一号に規定する共済事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第七項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利  
外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの  
特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

七六、この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二十一条に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

七一、有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募  
イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの

ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

第一項第十六号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの  
第二項の規定により有価証券とみなされるもの  
第三項の規定により有価証券とみなされるもの

有価証券の募集若しくは売却し又は特定投資家向け売却し又は私募若しくは特定投資家向け売却し又は勧誘等の取扱い  
有価証券の募集若しくは売却し又は特定投資家向け売却し又は私募若しくは特定投資家向け売却し又は勧誘等の取扱い

金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令  
金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令

第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利  
第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利

第二項第一号又は第二号に掲げる権利  
第二項第一号又は第二号に掲げる権利

第二項第五号又は第六号に掲げる権利  
第二項第五号又は第六号に掲げる権利

金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。  
金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の拒否）  
（登録の拒否）

二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち  
二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち

一の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
一の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六  
イ 第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六

十の取消しの日から五年を経過しない者又はその法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登  
十の取消しの日から五年を経過しない者又はその法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登

録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者  
録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者  
ロ 次のいずれかに該当する者

（一）第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの日から五年を経過しない者  
（一）第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの日から五年を経過しない者

通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことと決定する日までの間に第二十九条の登録の取消しの日から五年を経過しない者  
通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことと決定する日までの間に第二十九条の登録の取消しの日から五年を経過しない者

（二）第六十条の八第一項の規定による第六十条の第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又  
（二）第六十条の八第一項の規定による第六十条の第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又

は処分をしないことと決定する日までの間に当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又  
は処分をしないことと決定する日までの間に当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又





第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という。)の申込みを特定投資家(同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類として内閣府令で定めるもの(以下この款において「契約の種類」という。)(に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)

第三十四条の二 特定投資家(第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関する自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約(以下この条において「対象契約」という。)(の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、前項の規定により承諾する場合には、第一項の規定による申出をした特定投資家(以下この条において「申出者」という。)(に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 前項の規定により承諾する日(以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約の属する契約の種類

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 その他内閣府令で定める事項

4 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

5 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(以下この条の五第三項及びこの款を除く。)(の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

6 金融商品取引業者等は、対象契約(第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定対象契約」という。)(の締結に關して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して金融商品取引契約を締結するとき、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等(次項及び第八項において「相手方金融商品取引業者等」という。)(に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関する告知を相手方金融商品取引業者等(次項及び第八項において「相手方金融商品取引業者等」という。)(に通知する。

7 金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、相手方金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約については、当該申出者を特定投資家以外の顧客とみなして、この法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。)(の規定を適用する。

8 承諾日以後に申出者が新たに適格機関投資家となつた場合には、当該申出者が適格機関投資家となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。

9 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に關して自己を再び特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

11 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、この項の規定による承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により、当該申出をした者(次項において「復帰申出者」という。)(の同意を得なければならない。

12 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面による同意を得た後、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるところにより、得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面による同意を得たものとみなす。

13 金融商品取引業者等が第十一項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定により承諾する日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)

第三十四条の三 法人(特定投資家を除く。)(は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に關して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人(以下この条において「申出者」という。)(の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過す

る日（内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日）としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）  
二 当該項に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下この条において「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者を特定投資家として取り扱う期間の末日（以下この条において「期限日」という。）

三 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨  
四 特定投資家が金融商品取引業者等から対象契約の締結の勧誘を受け、又は当該金融商品取引業者等に対象契約の申込みをし、若しくは当該金融商品取引業者等と対象契約を締結する場合におけるこの法律の規定の特例の内容として内閣府令で定める事項

五 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
六 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
七 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

八 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
九 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
十 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

十一 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
十二 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
十三 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

十四 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
十五 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
十六 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

十七 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
十八 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
十九 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

二十 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
二十一 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
二十二 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

二十三 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
二十四 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
二十五 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

二十六 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
二十七 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
二十八 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

二十九 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三十 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三十一 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

三十二 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三十三 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三十四 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

三十五 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三十六 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三十七 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

三十八 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三十九 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
四十 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四十一 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
四十二 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
四十三 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四十四 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
四十五 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
四十六 当該申出者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

4 申出者は、金融商品取引業者等が第六項において準用する前条第二項の規定による承諾をする日以後いつでも、当該金融商品取引業者等に対し、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。第一項の規定に属する金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

5 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による申出を承諾する場合について、同条第十三項までの規定は第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「第九項の規定による承諾」とあるのは「同条第四項の規定による承諾」と並びに第二項の規定による承諾」と、「第九項まで」とあるのは「第八項まで及び次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(政令への委任)  
第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手續その他この款の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(顧客に対する誠実義務)

第三十六条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務(金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

3 この条において「特定金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業者等のうち、有価証券関連業務を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者)につき第二十九条の登録を受けた者に限る。その他の政令で定める者をいう。

4 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

(名義貸しの禁止)  
第三十六条の三 金融商品取引業者等は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業(登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。)を行わせてはならない。

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名

二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引業を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所



3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該金融商品取引業者等とその顧客との間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合につき、当該金融商品取引業者等があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けている場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんため

4 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるところを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるところを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

（適合性の原則等）  
第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。  
一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。  
二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

（分別管理が確保されない場合の売買等の禁止）  
第四十条の三 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同条第二十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）若しくは同条第二項第七号に掲げる権利（政令で定めるものに限る。）について、当該権利又は有価証券に關し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為を行つてはならない。

（金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）  
第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利（同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）については、これらの権利に關し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

（権利者に対する義務）  
第四十二条 金融商品取引業者等は、権利者（次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者をいう。以下この款において同じ。）のため忠実に投資運用業を行わなければならない。  
一 第二条第八項第十二号に掲げる行為を行う業務 同号イ又はロに掲げる契約の相手方  
二 第二条第八項第十三号に掲げる行為を行う業務 同号イからハまでに掲げる権利その他の政令で定める権利を有する者  
三 第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務 同号イからハまでに掲げる権利その他の政令で定める権利を有する者  
四 金融商品取引業者等は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもつて投資運用業を行わなければならない。

（禁止行為）  
第四十二条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。  
一 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うこと。  
二 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした取引を行うこと。  
三 特定の金融商品、金融指標又はオプションに關し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うこと。  
四 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うこと。

（禁止行為）  
第四十二条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。  
一 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うこと。  
二 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした取引を行うこと。  
三 特定の金融商品、金融指標又はオプションに關し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うこと。  
四 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うこと。

五 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと。  
六 運用財産の運用として行つた取引により生じた権利者の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は運用財産の運用として行つた取引により生じた権利者の利益を追加するため、当該権利者又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること（事故による損失又は当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。）の元本に生じた損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）  
七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

（分別管理）

第四十二条の四 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、内閣府令で定めるところにより、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならない。

（運用報告書の交付）

第四十二条の七 金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、定期に運用報告書を作成し、当該運用財産に係る権利者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を権利者に交付しなくても権利者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。

3 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、一の運用財産の権利者の数が政令で定める数以下である場合その他投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるお

それがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条、第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方

三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方

四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

（廃業等の届出等）

第五十条の二 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

四 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

五 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

六 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき その法人

七 事業の全部又は一部を譲渡したとき その法人又は個人

2 (略)

（登録金融機関に対する監督上の処分）

第五十二条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、登録金融機関の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該登録金融機関に対して、当該役員

3・4 (略)

（特例業務届出者の地位の承継等）

第六十三條の二 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を譲渡したとき、又は特例業務届出者について合併、分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、当該者が金融商品取引業者等である場合を除き、その特例業務届出者の地位を承継することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特例業務届出者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 適格機関投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。

3 適格機関投資家等特例業務を廃止したとき。

4 特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第二百五十六條の七十九 取引情報蓄積機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

（審問等に関する調査のための処分）

第八十七條 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律の規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は第九十二条の規定による申立てについて、必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一 関係人若しくは参考人に出頭を命じて意見を聴取し、又はこれらの者から意見書若しくは報告書を提出させること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 (略)

（金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務）

第八十八條 金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者、信用格付業者、認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、証券金融会社、第五十六條の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関、取引情報蓄積機関又は特定金融指標算出者は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令（投資者保護基金については、内閣府令・財務省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

（外国金融商品取引規制当局に対する調査協力）

第八十九條 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国金融商品取引規制当局」という。）から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができない。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国金融商品取引規制当局の保証がないとき。

二 (略)

三 (略)

3 (略)

5 (略)

（金融庁長官への権限の委任）  
第九十四條の七 (略)



第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 五 (略)
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七・八 (略)

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）  
第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するときは、聴聞  
イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。  
ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。  
ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。  
二 前号イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

（聴聞の通知の方式）  
第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 前項の書面に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終了するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 三 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）（抄）

## 附 則

- 第四十八条 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利について同条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務（新金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る適格機関投資家等特例業務（同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）を除く。）を行つている者（附則第五十九条第一項及び整備法第四十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者を除く。）は、当該業務（施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この条において「特例投資運用業務」という。）が終了するまでの間は、新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き特例投資運用業務を行うことができる。
- 2 7 (略)